

令和2年

秋の全国交通安全運動実施要綱

高知県交通安全推進県民会議

実施期間 9月21日（月）～ 9月30日（水）

【重点目標】

- 1 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- 2 高齢運転者等の安全運転の励行
- 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

《運動の目的》

この運動は、県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めるとともに、安全で安心な人にやさしい交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故を防止することを目的とします。

《運動の進め方》

関係機関・団体は、相互の連携を密にして、地域の実情に応じた実効性のある運動、住民参加型の運動を実施するとともに、その効果が本運動終了後も持続できるように努めます。

また、各種広報啓発活動を通じて、この運動が県民総ぐるみの運動として、幅広い層に浸透し、実践されるように努めます。

《新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた運動の実施》

関係機関・団体は、本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めます。

重点目標	<p>子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保</p>	<p>高齢運転者等の安全運転の励行</p>	<p>夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止</p>
家庭	<p>大人自身が、交通ルールやマナーを実践し、子供に手本を示す。 交通事故に遭わないよう交通安全の「ひとこえ」をかける。 明るい色の服装に心掛け、反射材の利用等で、運転者から見えやすくする。 「自転車安全利用五則」を活用した通行ルールや交通ルール、交通マナーを周知徹底する。 自転車の無灯火運転・二人乗り・傘差し運転やスマートフォンを使用しながらの運転は絶対しない。 幼児・児童等に自転車乗車時のヘルメットの着用を促す。 自転車損害賠償責任保険等への加入に努める。</p>	<p>歩行者や他の車両に対する思いやりの気持ちを持って通行する。 交通ルールやマナーを遵守するとともに、身近で発生した事事例等について話し合う。 高齢運転者は、自己の身体能力を正しく理解し、ゆとりある運転を心がける。 シートベルトを自ら正しく着用するとともに、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用を促す。</p>	<p>自動車の接近を知らせるため早めに前照灯を点灯する。 歩行者優先を徹底する。 自転車の無灯火運転・二人乗り・傘差し運転は絶対にしてしない。 飲酒運転・妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の危険性・反社会性を自覚し、飲酒運転・妨害運転等は絶対にしてしない。 飲酒が予想される外出には、公共交通機関等を利用する。</p>
地域 職場	<p>子ども会等が中心となり、交通安全教室等を開催し、子供の交通安全意識を高める。 子供に対する街頭での保護・誘導活動を積極的に推進する。 子供と高齢者を中心とした歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、積極的な広報啓発活動を実施する。</p>	<p>地域・職場ぐるみで交通安全教室等を開催し、交通安全意識を高める。 交通安全ボランティアによる高齢者世帯訪問を積極的に推進する。 シートベルトとチャイルドシートの必要性や正しい着用及び使用方法が理解されるよう地域・職場ぐるみで取り組む。</p>	<p>子供と高齢者を中心とした歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、積極的な広報啓発活動を実施する。 地域ぐるみ、職場ぐるみで飲酒運転・妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等を許さない環境づくりを推進する。 ハンドルキーパー運動を推進する。</p>
関係機関 ・ 団体	<p>《県及び市町村》 各種マスメディアを活用して、運動の周知徹底及び広報啓発を推進する。 《警察》 関係機関に交通事故情報等を提供して、交通事故防止活動を推進するとともに、交通指導取締りを強化する。 《教育委員会》 児童、生徒等への交通安全教育を徹底する。 自転車乗車時のヘルメット着用を推進する。 《道路管理者》 交通安全施設の点検を実施するとともに、道路情報板等を活用し、広報啓発活動を推進する。 《県民会議構成団体》 街頭啓発活動や広報活動を積極的に推進する。</p>		